

## 第7回中小企業・地域知財支援研究会 議事要旨

### 1. 開催日時

平成28年3月29日（火） 15:00～17:00

### 2. 開催場所

特許庁16階特別会議室

### 3. 出席委員等

鮫島座長、伊藤委員、金澤委員、加幡委員、久貝委員、後藤委員、櫻井委員、篠原委員、高崎委員、高澤委員、中森委員、波多江委員、林委員、松浦委員、三木委員、門田委員、吉栖委員、米谷委員、雨宮委員代理（加部事務局長）、原田委員代理（田部新事業室長兼証券化支援室長）

### 4. 議事

- (1) 特許庁長官挨拶
- (2) 28年度における特許庁の地域・中小企業支援策の概要
- (3) 中小企業に対する知財すそ野拡大に向けた普及活動のあり方
- (4) その他

### 5. 議事概要

#### (1) 説明

事務局から、資料に沿って、「28年度における特許庁の地域・中小企業支援策の概要」及び「中小企業に対する知財すそ野拡大に向けた普及活動のあり方」について説明。

#### (2) 各委員からの主な発言

<知財総合支援窓口の機能強化と職務発明理解促進支援>

- 知財総合支援窓口を幅広い企業層での認知度を高め、「事業に困ったらまず知財」、「知財でこまったら知財総合支援窓口」という流れを作ることが重要。
- 知財総合支援窓口の活用促進のためには、相談者の知財の取得・活用に関する真の課題を引き出し、課題の解決を提案するスキルが必要。
- 優秀な知財相談スキルのみでなく、中小企業の目線に合わせることができる人間力等を持つ人材の採用や育成が重要な課題。
- 窓口でも優秀な支援者もおり、その者の有するプロの知識やノウハウを共有する取組が必要。
- 知財総合支援窓口の支援対象企業として平成28年度から「中堅企業」を追加した理由及びそれに伴う「中小企業」への支援の影響如何。

- 知財総合支援窓口で把握する中小企業の技術ニーズの共有を通じた大学との産学連携の推進に期待。
- 地域の公設試験研究機関は、中小企業にとって身近な技術相談窓口であり、知財総合支援窓口との連携に期待。
- 知財総合支援窓口が知財についてすべてを担うのではなく、他の施策や大学や公設試験研究機関等の地域機関とも連携して、一つのエコシステムの中での知財総合支援窓口として取り組んでいく予定。
- 知財総合支援窓口の機能を強化し、拡げていくことは良いが、同時に訴訟対応も含めた知財の保護の強化をしていくことが必要。
- 知財総合支援窓口の支援人材のあり方について、一度整理することが必要。
- 職務発明について、従業員側からの相談も想定されるため、その普及をどうするかが重要。

#### <地域の先進的な取組支援及び知財金融の促進>

- 「やる気補助金」の活用を通じて、知財ビジネスマッチングの先進事例である川崎モデルの全国展開を実現しており、引き続き推進する予定。
- 「知財ビジネス評価書」作成支援の取組は、金融機関においても相当に成果が出ていると認識。しかし、支援件数をもっと増やすべき。
- 金融機関にとって、「知財ビジネス評価書」から、ビジネスモデルに知財がどのようになっているのか把握できることが必要。
- 成功事例をつくり、これを横展開し、知財金融に取り組むことが金融機関にとって普通であるとの流れを作ることが成功の秘訣。
- 知財金融の取組の定着に向けては、金融機関の行員が知財の重要性を実感することが有効。
- 「知財ビジネス評価書」を良質な内容としていくためには、活用した金融機関から評価会社へのフィードバックが重要。

#### <海外展開支援と戦略的普及活動>

- 地域ブランドの海外展開推進が進むにつれ、冒認商標の懸念が生じるため、対応策が必要であり、またそのリスクについて関係者へのPRが必要。
- アンケートを通じて、中小企業における知財権の取得・活用が進まない理由は、①費用負担が大きい、②技術ノウハウの流出、③権利保護の弱さが挙げられており、更なる費用負担の軽減策や権利の安定化に力を入れるべき。
- 中小企業にとって、金融機関は身近で頼りになる存在。知的財産管理技能検定を通じて、金融機関が知財の知識を習得し、中小企業への知財の普及に貢献していただけることを期待。
- 知財の気づきを与えるためには、事例集は有効だが、具体的にどういう対応をとったのかなど分かりやすく知財の重要性を浸透させていくべき。
- 地方の現場の情報をしっかり集めた上で、普及活動に力を入れるべき。
- 大企業の経営者に知財の重要性を語ってもらうことが、知財の普及には効果的。

- 発明創出後の支援策は非常に充実しているが、すそ野拡大に向けては、アイデア・ノウハウを創り出す人材の育成などの施策も重要。
- 中小企業の知財相談においては、創造からではなく、知財の活用を見据えるべき。
- 経営と知財を結びつけるために、知的資産も内容に含む「事業計画書」の作成支援は、経営者にも同計画書の作成を通じて、知財を意識する機会を作ることができ、非常に有効ではないか。
- 日本弁理士会としては、新たに「知財経営センター」を創設し、キャラバン活動の推進を通じて、中小企業に優しい弁理士を目指していく予定。
- 知財の普及啓発に向けては、商工会の経営指導員に知財の重要性を理解してもらうことも必要であり、国における研修スキームや商工会が実施する研修への講師派遣を検討希望。

以上